平成28年度からの障害者福祉施策における会議体組織図について

資料２－１

新設の会議体

昭島市障害者自立支援推進協議会

【設置目的・内容等】
- 障害者の自立支援の円滑な推進を図るため設置。
- 市長の諮問に応じ、障害者総合支援法第88条第１項に規定する障害福祉計画の策定に関する事項について調査審議し、答申する。
- 障害者総合支援法第77条第１項第３号の規定に基づき行う相談支援事業の中立・公平性を確保するため、当該事業の運営について評価し、市長に意見を述べることができる。

○障害者地域支援協議会での意見・情報提供に基づき調査審議し、市長に提言する。

【委員構成（12人以内）】
- 公募市民（３人以内）
- 学識経験者（２人以内）
- 障害者の自立支援に関する事業の従事者（２人以内）
- 医師（３人以内）
- 関係行政機関職員（２人以内）

事務局：市役所障害福祉課

懇談会

- 地域の障害者支援体制について情報の共有化を図る協議
- 障害福祉計画策定に関すること
- 施策に関する意見交換

などを想定

連携

昭島市障害者地域支援協議会（全体会）

【設置目的・内容等】
- 障害者総合支援法第89条の３に規定する協議会。
- 関係機関等が相互に連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行い、支援体制の整備を図る。
- 協議結果については、障害者自立支援推進協議会に報告する。

【委員構成（９人以内＋各専門部会１人以内】
- 障害者自立支援推進協議会委員代表者（１人以内）
- 障害者に関する関係機関、関係団体の代表者（１人以内）
- 福祉、医療、教育、雇用に関する職務従事者（４人以内）
- 障害者支援施設の代表者（１人以内）
- 障害者等及びその家族（２人以内）
- 各専門部会の代表者（各専門部会１人以内）

事務局：市役所障害福祉課

諮問　　答申・提言

昭　島　市　長

市役所
障害福祉課

事務局会議

- 障害者地域支援協議会（全体会）の協議内容の確認
- 各専門部会の取組目標、協議結果の確認
- 各専門部会での検討結果を踏まえ全体会に諮る議題についての調整
- 障害者自立支援推進協議会との情報連携の内容確認
- 委員構成は、各専門部会の代表、市障害福祉課職員

事務局：市役所障害福祉課

専門部会

- 障害者地域支援協議会に諮り、課題ごとに設置
- 地域における課題の解決等について検討
- 委員構成は、専門職や関係行政機関の職員等柔軟に対応

○相談支援部会　○就労支援部会　○当事者部会
○こども支援部会　○生活支援部会　○日中活動部会
○防災部会　○権利擁護部会

事務局（庶務）：各専門部会